

事業計画書

自 令和 2 年 7 月 1 日
至 令和 3 年 6 月 30 日

《はじめに》

当協会は土地家屋調査士制度に基づく法人として、公共事業の円滑化を旨に、国民の不動産に関する権利の明確化と安定化に寄与することを事業目的に設立され、今日まで趣旨に沿った事業を推進して参りました。加えて公益社団法人として公益の役割を担った事業により更なる進展が望めるよう、不動産登記制度・土地家屋調査士制度の啓発を行ってまいります。

私共は地元の専門職集団の使命を旨に、その普及発展を図り、社員相互の親和をもって社会的地位の向上を期し、山形県の更なる発展を願い、県土の利用、整備、災害、空家対策等に寄与するため、諸施策に取り組んでまいります。

基本方針

- ① 土地家屋調査士制度による事業並びに付随・関連事業の啓発
- ② 所有者不明土地（表題部所有者の特定に関わる）の解消に向けた官公署への支援などの研究
- ③ 公益法人としての役割を担う事業の推進
- ④ 個人情報等、コンプライアンス並びにガバナンスの徹底と情報公開

1. 業務関係

1 法的事業及び付随・関連事業

* 嘱託登記の重要性、必要性の啓発・推進事業（法的事業）

国・地方公共団体等の公共用地取得、法定道路・河川等の改良・改修整備事業に伴う不動産の表示に関する登記に必要な調査・測量、又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与する。さらに大量一括、地域密着により、成果のスムーズ且つ均質な業務処理を行い、事業者の権利の明確化に寄与することが当協会設立目的であり根幹事業である。

* 地図作成作業の積極的参画事業（不動産登記法第14条1項地図作成作業等）

不動産登記法第14条地図は法務局に備え付けられ、国家基盤の根幹となる権利地図として極めて重要な役割を担っている。法務省では、極めて地図が混乱していて、国土の維持管理に支障が出ている都市部（D I D地区）地域を策定し、不動産登記法第14条地図作成作業を実施している。地図混乱を解消し、行政運

営の障害を取り払い、さらに国民の土地利用の明確化、安定化を図っている。それらの事業に積極的に参画実施することにより、国民のさらなる不動産に対する権利意識の向上に寄与できるものと確信する。

国の重要な施策として国土交通省で実施されている国土調査事業がある。その事業により作成された地図は、不動産登記法第14条1項地図として備えられることから、当協会も受託に向けた法令・技術研究を行う。なお、山形県に対し地籍アドバイザーを3名推薦し事業の進展を願っている。

2 公益法人としての役割と事業

* 県民、市民に親しまれ利活用されている公共建物の登記を継続事業（山形県公共嘱託登記司法書士協会と共同事業）とし、不動産登記制度の啓発を図る。

* 研修会及び公開講座

- ・ 災害等の復旧が円滑となるよう官公署との支援に関する検討（協定等）
- ・ 所有者不明土地の解消、空家対策等、事業に関連する近時の問題に関する研究
- ・ 社員、官公署担当者、市民を対象とした講座の実施

上記については新型コロナウイルス感染等を考慮し、社会の状況に応じ実施する。

* 定期情報交換会開催（官公署、土地家屋調査士会、司法書士協会）

* ホームページによる情報発信の充実

広く一般市民に対し業務等の情報を発信し、公共嘱託制度、土地家屋調査士制度、不動産登記制度のより一層の啓発を図る。

3 コンプライアンス並びにガバナンスの徹底

* 成果品・貸借資料の個人情報等管理徹底の指針を再確認する。

* 定款・規程・関係法令の順守及び業務実施における調査、測量技術の向上に向け、充実した内部研修会を実施し、社員のより一層のレベルアップを図る。

* 社員個々の事務所形態に応じた迅速な業務体制を築く。

* 業務処理の統一化を再確認し、質の高い成果を提供する。

* ホームページ等情報開示による組織の透明化により、業務・財務・役員の健全化を図る。

2. 会議関係

* 山形県土地家屋調査士会との打合会

* 全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会並びに東北ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会との会議

* 公益社団法人山形県公共嘱託登記司法書士協会との打合会

* 一般社団法人山形県測量設計業協会との打合会

* その他協会との円滑な業務執行と発展が望める団体との会議